

改正案	現行
<p>○時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件（平成二十一年総務省告示第二百四十七号）の一部を改正する告示案 新旧対照表</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件</p> <p>1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p> <p>（表略）</p> <p>注1 基地局が使用する周波数帯（八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、五、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。</p>	<p>一・二（同上）</p> <p>三（同上）</p> <p>1（同上）</p> <p>(1)（同上）</p> <p>（表同上）</p> <p>注1（同上）</p>

四 七 (略)	3 ・ 4 (略)	(略)	九四五MHz以上九六〇MHz以下	動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇デシベル以下の値とする。
	(略)	(略)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇デシベル以下の値	

四 七 (同上)	3 ・ 4 (同上)	(同上)		する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四〇デシベル以下の値とする。
	(同上)	(同上)		